

よくある質問（被保険者用）

NO	質 問	回 答
1	「健康保険被扶養者資格再確認調査票」の書き方について	記載方法その他不明な点がある場合は、下記アドレス宛にお問い合わせください。 tekiyou@entertainment-kenpo.or.jp
2	他の健康保険に加入していることがと判明した場合、どのようにすれば良いのでしょうか？	調査票への回答と併せて、下記を事業主担当者宛にご提出ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・「健康保険被扶養者（削除）届」※ ・現在加入している保険証または資格確認書のコピー ・エンターテイメント健康保険組合の被保険者証 ※削除となる日は、現在加入している健康保険の加入日となります。
3	対象者の収入が基準を超えていることが判明しました。削除する日はいつにすれば良いのでしょうか？	今回の被扶養者資格再確認により、“収入が超過している”、“仕送りの事実が無い”など被扶養者として認定できないことが判明した場合は、「令和7年11月1日」付で扶養削除の手続きを行ってください。 提出書類：「健康保険被扶養者（削除）届」 対象者の被保険者証（令和6年12月2日以降の加入者は除く） 提出期限：令和7年11月7日（金）
4	被扶養者の氏名や続柄等、記載内容に誤りがあるので訂正してほしいです。	健保組合ホームページの「申請書一覧」に掲載している「被保険者証記載事項変更（訂正）届」に必要事項を記載のうえ事業主経由で届出ください。
5	別居している被扶養者について、なぜ仕送りを行っている確認が必要なのでしょう？	被扶養者と認められるには、主として被保険者の収入により生活が成り立っていることが必要です。別居の場合は被保険者と被扶養者の生計が同一でないため、被扶養者の生活が主に被保険者の仕送りによって成り立っていることを確認する必要があります。被保険者から調査対象者に仕送りをしていない、または調査対象者の収入よりも仕送り額が少ない場合は、主として被保険者の収入によって被扶養者の生活が成り立っているとはいえないため、被扶養者として認められないことになります。
6	同居しているにもかかわらず、別居として調査対象者となっています。何故でしょうか？	マイナンバーをもとに、住基ネット（※）から同居/別居の情報を取得していますが、同一の住所であっても世帯分離の届出を行っていると思われる場合があります。世帯分離の届出をしている場合は、生計を分けて独立して生活していることとなりますので、被扶養者とはなりません。 詳細は、お住まいの役所へご確認願います。 ※住基ネットの情報は各市町村の住所情報と連携されています
7	仕送りの確認のため、預金通帳の写しを提出しますが、仕送りと関係ない箇所は見られたくありません。	仕送りの確認書類として預金通帳の写し等を提出する場合は、仕送りと関係のない箇所についてはマスキング（黒く塗りつぶす等）してください。
8	扶養申請の際に確認書類を提出したのですが、再度必要でしょうか？	今後、被扶養者の資格確認は毎年度行う予定です。以前提出いただいた場合でも、現時点でも状況に変化が無いかを確認するため改めてご提出いただくようご理解のほどよろしくお願いいたします。

NO	質 問	回 答
8	<p>新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことにより、年収が130万円を超えそうです。この場合、扶養解除となるでしょうか？</p>	<p>特例として医療職の方がワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は、収入確認の際、年間収入に算定しないこととします。ただしこの取扱いは、令和6年3月末までのワクチン接種業務に対する給与収入のみとなります。</p>
9	<p>新型コロナウイルス感染症対策以外にも、一時的に業務多忙による収入増加について、「年収の壁・支援強化パッケージ」の取扱いが行われるとのことですが、この場合はどうなるのでしょうか？</p>	<p>人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増加があり、直近の収入に基づく今後一年間の収入見込み額が130万円以上(60歳以上、障害厚生年金を受けられる程度の障がい有する方を除く)となる場合は、被扶養者を雇用する事業主の証明により、連続して2回被扶養者として認定されます。同封の「一時的な収入変更」に係る事業主の証明書の提出を依頼ください。</p> <p>注)雇用契約等により当初より想定される年間収入が130万円以上の場合は、更に一時的な収入増加があっても被扶養者資格はありませんのでご注意ください。</p> <p>詳細については下記をご確認ください。</p> <p>健保組合ホームページ-「健保のしくみ」-「家族の加入について」-「参考リンク「年収の壁・支援強化パッケージ(厚生労働省)」</p>
10	<p>被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満の被扶養者の認定要件について</p>	<p>特定扶養控除の要件見直しが行われたことをにあわせ、認定要件を130万円未満から150万円未満に変更となります。</p>